

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構監事監査要綱

平成 15.10.1 制定
平成 17.3.28 改正
平成 20.3.31 改正
平成 23.8.30 改正
平成 26.3.28 改正
平成 27.3.31 改正
令和 2.3.31 改正

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の監事は、機構の理事長と協議してこの要綱を定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 19 条第 4 項の規定に基づく監事の行う監査(第 9 条第 2 項及び第 19 条第 2 項を除き、以下「監査」という。)に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、機構の業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全並びに財務報告等の信頼性の確保に資することを目的とする。

(監事の職務)

第3条 監事は、機構の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。

(監事の権限)

第4条 監事は、いつでも、役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員（以下「役職員」という。）に対して事務及び事業の説明若しくは報告を求め、又は機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、業務運営に関する全ての文書を閲覧し、役職員に説明を求めることができる。

3 監事は、理事会その他機構の業務運営に関する重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

4 監事は、その職務を行うため必要があるときは、機構の子法人（通則法第 19 条第 7 項に定める子法人をいう。）に対して事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は国土交通大臣に意見を提出することができる。この場合において、監事は、国土交通大臣に意見を提出するときは、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

(監事の書類の調査義務)

第5条 監事は、機構が通則法第19条第6項各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(監事の報告義務)

第6条 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法、機構法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 監事は、役職員から、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとの報告を受けた場合又は通則法、機構法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合において、必要と認めるときは、理事長に報告するとともに、国土交通大臣に報告するものとする。

(監査の区分)

第7条 監査の区分は、業務監査及び会計監査とする。

2 業務監査においては、中期目標及び中期計画等に基づき実施される業務、理事長の意思決定、機構の内部統制システムの構築・運用状況等について監査するものとする。

3 会計監査においては、国土交通大臣に提出する財務諸表が機構の財政状況、運営状況及びキャッシュフローの状況を適正に表示しているかどうか等について監査するものとする。

(監査の方法)

第8条 監査は、監査計画に基づき年間を通じ、又は必要に応じて臨時に、実地、書面その他監事が必要と認める方法により行うものとする。

(監査計画)

第9条 監事は、監査の実施に当たっては、年間の監査計画を作成するものとする。

2 監事は、監査計画の作成に当たっては、会計監査人(通則法第39条に定める会計監査人をいう。)の行う監査及び内部監査部門の行う監査との調整を行うものとする。

3 監査計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監査方針
- (2) 監査項目
- (3) 監査方法
- (4) 対象箇所
- (5) 実施時期
- (6) その他必要な事項

4 監事は、監査計画を作成したときは、速やかに理事長に通知するものとする。監査

計画を変更したときも、同様とする。

(監査報告の提出等)

第10条 監事は、次に掲げる事項を記載した監査報告を作成し、理事長及び国土交通大臣に提出するものとする。

- (1) 監査の方法及びその内容
- (2) 機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか並びに中期目標及び中期計画等の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

2 監事は、独立行政法人評価制度委員会と連携の強化を図るため、前項の監査報告を送付するものとする。

(監査結果による措置)

第11条 理事長は、監査の結果に基づき、書面により改善又は是正を求められた事項がある場合は、速やかに改善等の措置又は方針を監事に書面をもって回答するものとする。

2 監事は、前項による改善等の措置の結果を確認するものとする。

(監査への協力)

第12条 役職員は、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

2 役員は、監事の職務執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(書類の調査等)

第13条 第5条に定める書類を国土交通大臣に提出しようとするときは、監事の調査を受けなければならない。

2 次の各号に掲げる書類は、監事に回付しなければならない。

- (1) 業務運営の基本方針の決定に関する書類
- (2) 規程の制定又は改廃に関する書類
- (3) 国土交通省から発せられた重要な書類
- (4) 会計検査院、総務省その他の省庁に提出する重要な書類
- (5) 会計検査院、総務省その他の省庁から発せられた重要な書類
- (6) その他業務運営に関する重要な書類

(異例な事態等の監事への報告)

第14条 役員は、機構に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

2 関係責任者（統括役、審議役、本社の部長若しくは室長又は地方機関の長をいう。）は、会計に関係のある事故その他業務運営に著しく影響を及ぼす事項が発生したと認めるときは、直ちに監事に報告しなければならない。

3 役職員は、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法、機構法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監査に従事する職員)

第15条 監事は、監査部の職員をして監査に関する事務に従事させることができる。

2 監事は、必要があるときは、理事長の承認を得て、前項以外の職員をして監査に関する事務に従事させることができる。

3 監査に従事する職員は、その事務の遂行に関し監事以外の者から指揮監督を受けない。

4 監事は、監査に従事する職員の人事評価、懲戒処分等について意見を述べることができる。

(秘密の保持)

第16条 監事及び監査に関する事務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。監査に従事しなくなった後も、同様とする。

(理事長との定期的会合)

第17条 理事長及び監事は、定期的に会合をもち、理事長の業務運営方針を監事が確認するとともに、機構が対処すべき課題、機構を取り巻くリスク、監査環境の整備、監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識と信頼関係を深めるようにしなければならない。

(他の部門との連携)

第18条 監事は、内部監査部門、業務の実績評価部門及び内部統制所管部門と緊密な連携を保つものとする。

2 監事は、内部監査及び業務の実績評価に関する事項について、説明又は報告を求めることができる。

3 監事は、役員のほか、内部統制所管部門から内部統制のシステム構築・運用の状況について説明又は報告を求めることができる。

(会計監査人との連携)

第19条 監事は、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的な情報交換を行うものとする。

2 監事は、会計監査人から、その職務遂行体制及び監査について、説明又は報告を求めることができる。

(実施細目等)

第20条 この要綱の実施について必要な事項は、監事が別に定めるものとする。

附則（平15.10.1監1）

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附則（平17.3.28監24）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平20.3.31監26）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平23.8.30監110830001）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則（平26.3.28監140328001）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平27.3.31監150331003）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（令2.3.31監200318001）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。